（介護予防）認知症対応型共同生活介護

グループホームやどりぎ　運営規程

（事業の目的）

第１条　医療法人社団せがわ会が開設する認知症対応型共同生活介護やどりぎ（以下「事業所」という。）が適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が認知症の状態にある要介護者及び要支援２の高齢者に対し、適正な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の運営方針は次のとおりとする。

（１）　事業所の従事者は、要認知症の状態にある要介護及び要支援２の高齢者について共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助を提供する。

（２）　事業の実施にあたっては、北広島町、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（３）　利用者の人の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

（４）　認知症対応型共同生活介護等を提供するに当たっては、介護保険法に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　認知症対応型共同生活介護やどりぎ（グループホームやどりぎ）

（２）所在地　広島県山県郡北広島町今田３８４７番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　　１名（常勤兼務）

従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。また利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

（２）計画作成担当者　　１名（常勤兼務）

それぞれの利用者の心身の状況に応じた介護計画を作成する。また利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

（３）介護従事者　　６名以上（非常勤含む）

介護計画に基づき、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

（利用定員）

第５条　当事業所における利用定員は１８名とする。

（認知症対応型共同生活介護等の内容）

第６条　認知症対応型共同生活介護等の内容は、利用者の身体的状況を勘案した上で介護計画を作成し、その介護計画に基づき必要な援助を行うものとする。利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、また、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の中で生活が送れることにより達成感や満足感を得、自信を回復するよう配慮する。

２　利用者が自らの趣味、思考に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定、行動・心理症状の減少及び認知症の進行を緩和するように努める。

（認知症対応型共同生活介護等の利用料）

第７条　事業所が提供する認知症対応型共同生活介護等の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領分は介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。

２　前項にかかる費用のほか、事業所は食事、日常生活費、光熱水費、家賃等重要事項説明書別紙に定める費用を徴収する。

３　上記にかかる費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者又はその家族の同意を得る。

４　その他、日常生活においてかかる費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、北広島町とする。

（入居にあたっての留意事項）

第９条　認知症対応型共同生活介護等の対象者は、認知症の状態にある要介護者及び要支援２の高齢者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除く。

（１）認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者

（２）認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者

（３）認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

２　入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

３　入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

４　利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

５　利用者は、事業所の従業者の指導により居宅生活の継続維持に努め、事業所においてサービスを利用する時は他の利用者との共同利用の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
６　利用者は、事業所においてサービスを利用する時は、共同利用スペースの清潔、整頓、その他環境衛生に協力するものとする。
７　利用者は事業所において次の行為をしてはならない。
（１）宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと
（２）喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑を及ぼすこと
（３）事業所の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること
（４）指定した場所以外で火気を用いること
（５）故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと
（６）他の利用者の不利益となる情報を無断で漏らさないこと

（緊急時等における対応方法）
第１０条　職員は、サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡などの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
２　主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

（非常災害対策）
第１１条　事業所は、消防計画等の防災計画を立て、非常災害時の関係機関への連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、年２回以上、避難・救出訓練を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）
第１２条　事業所は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生の指針（別添）を定め、事故を防止するための体制を整備する。
２　利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
３　事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
４　サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理等）
第１３条　事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護等に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。
２　事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

（虐待防止に関する事項）
第１４条　事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。
（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従

業者に周知徹底を図る。

（２）虐待の防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４）上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所はサービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第１５条　事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

２　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（感染症の予防及びまん延防止のための措置）

第１６条　感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

２　感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を年１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

３　感染症の予防及びまん延の防止のため指針を整備する。

４　従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（口腔衛生及び栄養ケア・マネジメントの実施）

第１７条　口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。また、入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うものとする。

（ハラスメント対策の強化に関する事項）

第１８条　職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（業務継続計画の策定等）

第１９条　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための事業継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

２　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（個人情報の保護）

第２０条　利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

２　事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護保険サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（運営推進会議）

第２１条　事業所は適正な運営の確保とサービスの質の向上を図るために運営推進会議を設置する。

２　運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び認知症対応型共同生活介護等について知見を有する者等とする。

３　運営推進会議の開催は、おおむね２か月に１回以上とする。

４　運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

（その他運営についての留意事項）

第２２条　事業所は従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制の整備を行うものとする。なお介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない職員について、認知症介護基礎研修の受講を実施するものとする。

（１）採用時研修　　採用後１か月以内

（２）継続研修　　年２回

２　事業所は、認知症対応型共同生活介護等に関する諸記録を整備し、その完結の日から２年間保存するものとする。

３　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団せがわ会と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

この規程は、令和７年６月１日から施行する。